

# 強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法 概要

## 基本理念

国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

## 基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関する施設と施設等の整備に関する施設を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

## 施策の策定・実施の方針

- ・既存社会资本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

## 国土強靭化基本計画の策定

※国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

### ○策定手続

#### ◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客觀性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

#### ◆閣議決定

### ○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

## 脆弱性評価の実施

※ 国土強靭化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客觀的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

## 国土強靭化地域計画の策定

※ 国土強靭化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができる。  
〔都道府県・市町村が作成〕

指針となる

国の他の計画

(国土強靭化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

## 国土強靭化推進本部の設置

※ 國土強靭化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靭化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靭化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

## その他

- 国土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

# 国土強靭化基本計画の概要

平成26年6月3日  
閣議決定

## 国土強靭化基本計画について

- 国土強靭化基本法第10条に基づく計画で、国土強靭化に係る他の他の計画等の指針となるもの  
(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靭化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- 国土強靭化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システム  
を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- OPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

## ●脆弱性評価(第2章) 略

## ●国土強靭化の推進方針(第3章) ~施策分野ごとの推進方針~

【行政機能／警察・消防等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等
- ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【住宅・都市分野】

- ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等

【農林水産分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【保健医療・福祉分野】

- ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【エネルギー分野】

- ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐灾害性の向上 等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靭化に係る他の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靭化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。

(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成

- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

# 国土強靭化アクションプラン2014の概要

平成26年6月3日  
国土強靭化推進本部決定

## 国土強靭化アクションプラン2014について

- 毎年度、施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針をアクションプランとしてとりまとめることにより、基本計画を着実に推進するためのもの
- プログラムの進捗管理にあたっては重要業績指標(KPI)等の具体的数値指標の目標を設定し、施策の進捗を可能な限り定量的に評価
- プログラムごとの脆弱性評価の結果、これを踏まえたプログラムごとの推進計画(推進方針+KPI目標値)及び主要施策で構成

## ●プログラムの推進計画(抜粋)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・つり天井など非構造部材の耐震対策の推進	【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅:約79%(H20)→95%(H32) 建築物:約80%(H20)→90%(H27)
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
異常気象等による市街地等の浸水	・河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化、排水施設の整備等を推進 ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援	【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%(H24)→約76%(H28) 【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業:45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業:20.8%(H23)→50%(H32)
社会経済活動に必要なエネルギー供給の停止	・災害時石油供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPの見直し	【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0%(H24)→100%(H26)
基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進	【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%(H23)→約50%(H28) 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合 3%(H24)→100%(H28)
食料等の安定供給の停滞	・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築	【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→50%(H29)

## ●プログラム推進のための主要施策 略